

川島町地域活動センター（仮称）検討委員会

検討結果報告書

令和6年8月28日

川島町地域活動センター（仮称）検討委員会

1 設置目的について～地域づくりは【コミュニティづくり】と【人づくり】～

地域活動センター（以下「センター」という）の設置目的は、地域の様々な課題を解決し、より良い地域づくりを行うことである。そのためには、人と人との関係性が豊かであること【コミュニティづくり】、また、地域を支える人材や団体が育つこと【人づくり】が大切である。なぜならば、人と人とのつながりはお互いが支えあう「共助」の基盤になることや、様々な地域課題を解決するためには、力量のある人材が必要不可欠だからである。

地域づくりは、行政を含めた地域の多様な団体や個人が関わっている。一般的には、地域づくりの主体は地縁組織としての自治会であることが多く、その他には、目的ごとに設置されたNPOなどの各種団体、また、地区公民館もそのひとつと考えてよいだろう。川島町では既知のとおり、自治会の区長は多くの場合1年ごとに交代している状況にある。これは、より多くの方が自治会に参画する観点では意義があるのだが、その反面、地域の課題へのアプローチは、在任期間が短いため、十分に力が發揮できていない状況にある。

他方で、公民館長及び公民館主事の任期は、それぞれ2年間（令和2年まではそれぞれ4年間）であり、長期の在任期間を活かして、区長や各種団体と連携し、盆踊りや体育祭、敬老芸能祭などの各種行事を実施することで、地域づくりに取り組んできた。行政は、このような地区公民館の活動に対して補助金を出し、また、情報共有の機会として公民館長主事会議を開催するなど、いわば間接的な枠組みにより地域づくりを支援してきた。

ところが、人口の減少や生産年齢人口の減少^(資料1)、出生率の低下と平均寿命の伸張^(資料2)による少子高齢化^(資料3)など社会の大きな変化により、地区公民館の運営は年々難しくなりつつある。たとえば、退職年齢の引き上げ^(資料4)に起因した公民館長・主事が選出できない問題や、ライフスタイルの変化により、公民館事業への協力・参加意識は残念ながら低下傾向にある。まさに「扇の要（おおぎのかなめ）」であった地区公民館の体力低下は、川島町の地域づくりの基盤を搖るがす喫緊の課題であると考えている。

このような課題を解決するために、公民館に代わる地域づくりに特化した新たな組織として、地域活動センター（仮称）の設置を提案したい。センターの設置目的である【コミュニティづくり】【人づくり】は、一朝一夕にできることではなく、住民の主体的な活動を継続する営みを通じてのみ実現できるものと考えている。センターの詳細は後述するが、住民が考える「住んでみたい町」、「住み続けたい町」に近づけるように、まちづくり協議会と行政が共に協力しあえる仕組みづくりを提案するものである。

2 地域活動センターの設置について（検討結果）

検討委員会において検討した内容については、町議会ほか各種関係団体等への説明及び報告を実施^(資料5)し、時点ごとの進捗状況等の周知を図ってきた。また、5月より7地区説明会を開催し、地域住民に直接説明をしたうえで意見を伺う場を設け、いただいた意見などを集約・整理し、別紙『「地区公民館」から「地域活動センター（仮称）」への移行について（案）』として作成した。

また、上記資料を基に7月から町民コメントの募集を実施し、いただいた意見については第7回検討委員会において再度検討を行い、当検討委員会としての最終的な検討結果とした。

概要については以下（ア）から（カ）のとおりであり、地区公民館から地域活動センターへの移行予定期には、令和7年4月からとする。

（ア）設置場所について

町の土地利用構想図（参照：第6次川島町総合振興計画）^(資料6)を参考に、町内6地区を「住居、物流・工業系地域」と「農業・田園居住系地域」の大きく2地区に分けることを原案とし、検討を開始した。

その結果、地区ごとの人口規模や地域の特色など共通点が多いこと等を鑑み、以下のとおり2カ所のセンターを設置する。

名称（仮称）	地域活動センター イースト	地域活動センター ウエスト
活動拠点	川島町コミュニティセンター	ふれあいセンターフラットピア川島
対象地区	三保谷・出丸・八ツ保・小見野	中山・伊草
活動施設	川島町コミュニティセンター　　ふれあいセンターフラットピア川島 伊草公民館新館　　三保谷公民館　　旧出丸小学校　　旧小見野小学校	

各活動施設には、誰でも予約なしで自由に使えるフリースペースを設置する。これは、過去に実施した公民館関係者に対するアンケート結果において、設置を希望する回答が過半数以上となっていたことから、住民の利便性向上、及びコミュニティづくりの観点から設置するものである。

(イ) 組織体制について

各センターには役場職員を配置する。この職員は地域の総合調整役として、地域の課題を把握しそれを多くの方と共有することで、課題解消に向けた取組みをまちづくり協議会とともに具現化していく役割を担うこととなる。つまり、今回の地域活動センター構想において、行政側における重要な役職の一つとなると考える。

そのため、配置される職員は、地域の防災・防犯や高齢者の困りごと、子どもの居場所づくり、人材育成等といった、様々な地域課題に迅速かつ柔軟に対応できるように、様々な分野の関係者や職員と良好な関係性を築き、それぞれの力を引き出すことができる資質を有し、かつ情報発信能力に長けていることが望ましい。このような観点から、社会教育主事や社会教育士等の有資格職員を配置することを検討してほしい。

また、各センターには会計年度任用職員を配置する。これについては、施設管理や施設利用団体の予約受付などの業務のほか、各センターの役場職員の業務をサポートする役割を担う。

なお、現在各施設において勤務している会計年度任用職員の人数や、教育委員会事務局の組織体制などについても適宜見直しを行い、センターの設置目的が達成できるように適切な人員配置となるよう十分な検討をお願いしたい。

(ウ) 実施主体と組織体制

センターの設置目的である『地域づくりは〔コミュニティづくり〕と〔人づくり〕』を具現化していくには、住民が主体となった実行組織が必要である。そのために、地域住民と行政が連携して、地域課題を顕在化させ、その対応方法等を熟慮し実行に移すための住民組織である「まちづくり協議会（以下「協議会」という）」を設置する。

この協議会は、運営方針を決定する〔全体会〕と、運営方針に基づいた活動を具現化し、地域を活性化させるための活動を行う〔専門部会〕で構成される。全体会は各専門部の代表者などにより組織し、専門部会は次項に例示するような様々な地域課題を解消し、地域を活性化させるための検討・取り組みを専門的に行う。

なお、協議会は、住民の自由な発想による活動が展開できるよう、行政組織ではなく住民組織とする。構成員は、各関係組織からの充て職に頼ることなく、実際の活動に自発的に協力する意思を持ったメンバーを中心としていくことが理想である。

【専門部会（案）と取組内容（案）】

広報部会	・地域情報の取材 ・広報紙発行 ・SNS発信
地域部会	・地区公民館事業の一部継承と新たな事業展開
防災防犯部会	・自主防災組織 ・子供等の見守り活動
生涯学習部会	・教養講座の実施 ・スポーツ教室等の実施 ・ボランティア支援
子育て部会	・子供の居場所づくり ・親同士の交流、学習 ・学校連携
福祉部会	・高齢者支援など ・健康づくり

（工）まちづくり協議会の代表者

協議会全体会の代表者は、地域活動センター構想における「扇の要」として、極めて重要な位置づけにある。代表者は、町役場・センター・協議会を俯瞰して連携の方針を見極め、また、協議会の全体会と専門部会の協力・連携を促してほしい。さらに、センター職員、後述する地域活動推進員と共に地域の将来像を描いていけるような資質を持つ人材の配置を検討してほしい。

（才）地域活動推進員の配置

各専門部会において、地域課題の検討から実行までの過程を迅速に行えるよう、資料作成や通知発送などといった事務や、各事業における会計管理等の業務負担を極力減らすべきである。歴代の地区公民館長も、事務負担の重さから後任者がなかなか見つからないといった経緯もある。

そのため、センターと協議会の連携及び連絡調整、及び全体会や各専門部会の事務処理などを担う職員として「地域活動推進員」を採用し、全体会・専門部会において事務負担を軽減することで、協議会の活動をサポートする。

なお地域活動推進員は、協議会において採用する事務職員であるため町役場の職員ではないが、センター職員と協議会代表者との連携が必須になるため、各拠点施設（センター）内で勤務できるよう配慮をお願いしたい。

(力) 町補助金による自由闊達な活動

町は現在、地区公民館に対して事業費助成金として支出しているが、令和7年度以降は、各協議会に対して人件費補助及び運営費（事業費）補助をしてもらいたい。

人件費については両協議会において差異が出ないよう、役職に応じた報酬額とすべきであるが、運営費（事業費）補助については、各対象地区の実情に応じた配分額とし、支出については協議会の代表者の判断に基づいて、ある程度自由に執行できるよう、町には配慮してもらいたい。

また言うまでもないが、協議会への補助金は、最終的には地域住民のために還元されていくものである。補助金の活用は、各協議会の決定に基づくものとなるが、従来の事業に縛られることなく、地域の活動を活性化させることでセンター設置の目的である地域づくりが推進されるような活用をお願いしたい。

3 センター準備会

本検討委員会では、地域活動センター構想の「骨格」となる部分を提案できたと考えている。今後、より具体的な内容の検討は、新たな準備会組織に移行させていくことになるだろう。

今後の予定として、令和7年3月末をもって地区公民館を廃止し、4月よりセンターに業務を移行させていくには、組織体制・実施事業・補助金額など、早急に決定すべき事項が多岐に渡る。そのため、迅速な検討及び決定が求められると思うが、同時に慎重かつ丁寧な検討と住民への積極的な情報発信をお願いしたい。

センター設置に向けた今後のスケジュールは非常にタイトなものになると想定されるが、設置時期を遅延させることが無いように、遅くとも令和6年12月までには、来年度の事業計画等を確定させるようお願いしたい。

なお、現在の公民館事業については単に同じ内容を継続するだけではなく、事業の必要性の再検討や実施方法の見直しを行い、真に地域が望む事業を実施してもらいたい。そのためには、一部事業の合同実施といった開催方法の検討や、場合によっては開催方法の縮小や事業廃止といったことも必要なので、準備会において次年度の実施事業について十分な検討をお願いしたい。

4 令和7年度以降の取り組み

令和7年度は地区公民館からセンターへの移行期となるので、各種事業の実施や施設利用について停滞が発生しないように利用団体等に情報発信を行うとともに、事務を進めてもらいたい。

特に施設利用については、耐震基準不適合施設（中山公民館・伊草公民館（旧館）・八ツ保公民館）の利用を中止し順次解体していくこととなる。そのため現在の公民館利用団体は、他施設へ活動場所を変更することになるが、利用日時の重複などにより活動が阻害されることの無いよう、町は丁寧な利用調整と団体へのアフターケアをお願いしたい。将来的には、各施設（各部屋）の稼働状況などを踏まえて、必要に応じて施設の増床の可能性について検討をお願いしたい。併せて、学校施設や難しい面があると思われるが各地区の集会所の利活用などについても調査検討をお願いしたい。

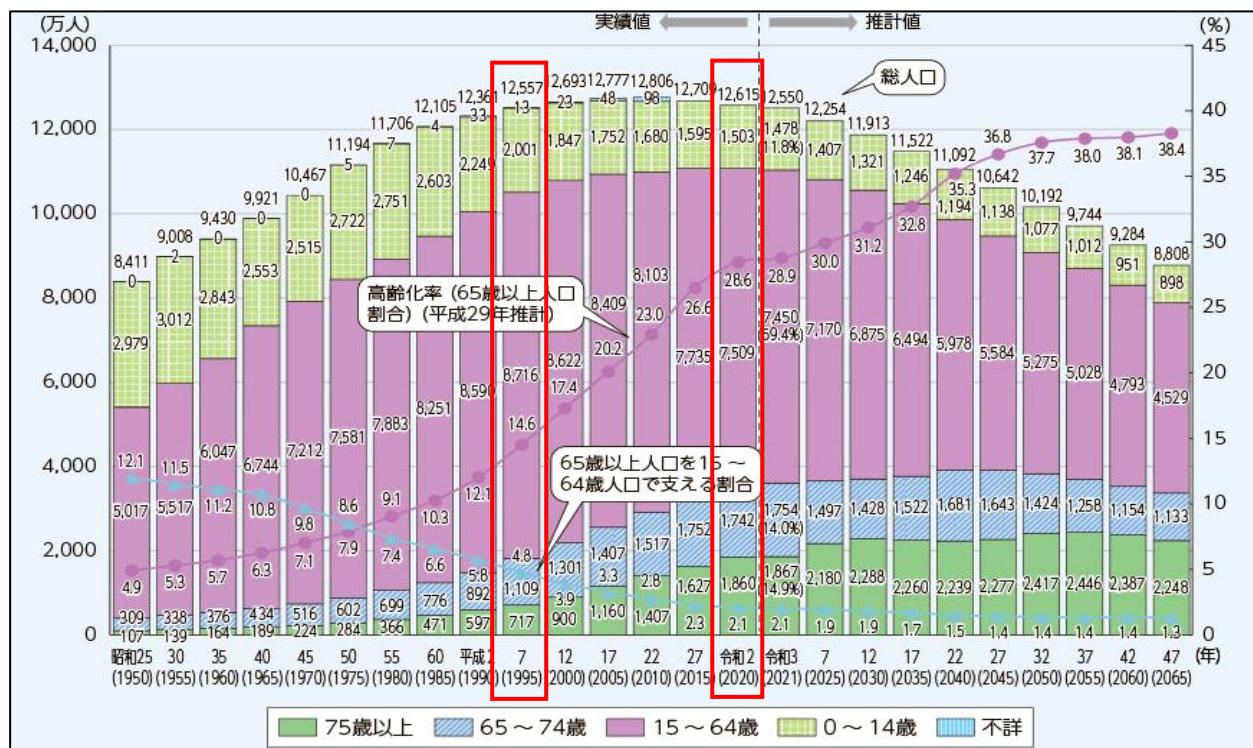
また、地域活動センター構想における検討事務局は、地区公民館からセンターに移行させる経緯があるため、これまで教育委員会事務局において行ってきた。次年度のセンターの各種事業の推進を考慮すると、当面の間は、教育委員会が所管することが妥当であると考える。しかしながら、将来的にセンターの各種事業が確立されてきた際には、より一層の地域づくりの推進のために、センターを所管する部署については再考をお願いしたい。

おわりに、これまで地域のコミュニティづくりは地区公民館が中心となっていたが、今後はセンターがその役割を担うこととなる。センターは、地区公民館がこれまでの歴史の中で醸成してきた地域コミュニティを支援していく使命があるので、その責務は非常に重いものである。

ぜひとも、大きく変化し続ける地域社会に正面から向かい合い、地域コミュニティを衰退させないよう維持するとともに、更なる活性化がされることを、我々検討委員会の委員は大いに期待している。

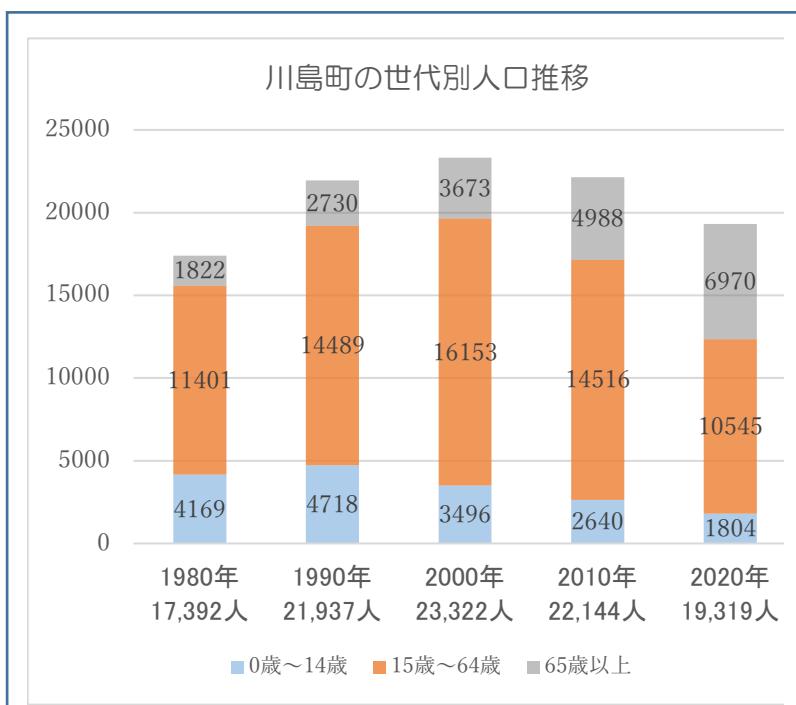
【資料 1】人口減少と生産年齢人口の減少

生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）は 1995 年頃がピークで、8,700 万人以上あったが、令和 2 年には 7,500 万人と、1,000 万人以上減少している。



※内閣府（2022）「令和 4 年度高齢社会白書」より

町内の人口減少について



川島町の人口は 2000 年にピークを迎えたものが、そこから減少の一途を辿っている。

2019 年には人口が 20000 人を下回り、令和 6 年 6 月末時点で 18779 人となり、ピーク時より 4500 人以上減少している。

※統計かわじま（令和 4 年度版）より

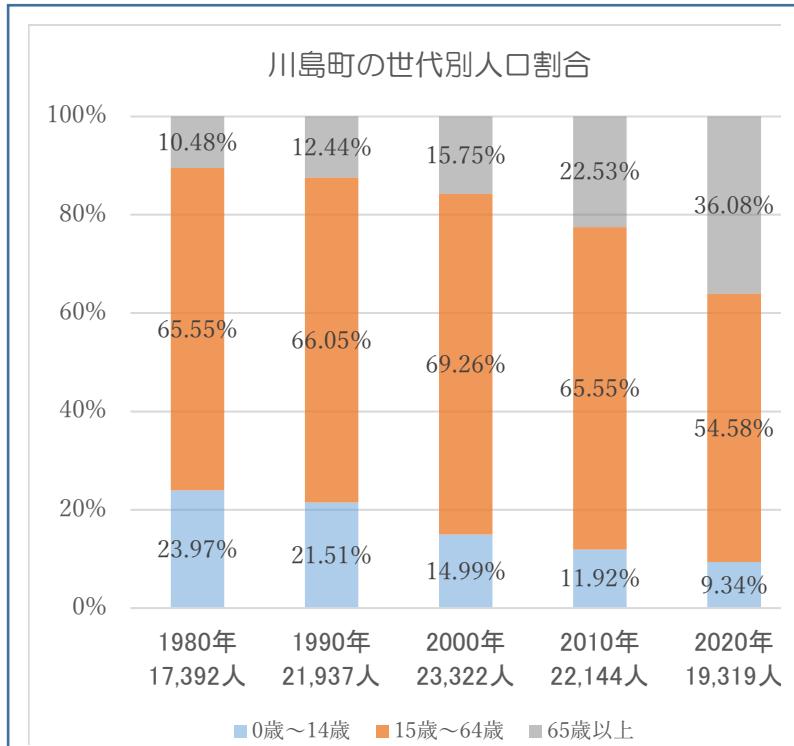
【資料2】平均寿命の推移について

国内の平均寿命が伸びたことと、合計特殊出生率が下がったことに伴い、国内の少子高齢化社会は加速度的に進んでいる状況となっている。



※厚生労働省 HP より

【資料3】町内の少子高齢化について



1980年には10%程度であった高齢化率は、2000年頃には15%以上となり、2020年には35%以上となっている。

全国の高齢化率が29.0%であることを考えると、非常に高齢化が進んでいる自治体である。

※高齢化率

=65歳以上人口／総人口

※統計かわじま（令和4年度版）より

【資料4】退職年齢引き上げの推移

【昭和初期】	55歳定年がスタート
【1980年代】	55歳から60歳定年に引き上げ（努力義務化）
【1990年】	定年後再雇用を義務化
【1998年】	60歳定年
【2000年】	65歳までの雇用確保措置（努力義務化）
【2006年】	65歳までの雇用確保措置（義務化）
【2013年】	65歳までの継続雇用を企業に義務化（対象：全希望者）
※2025年3月まで経過措置期間	

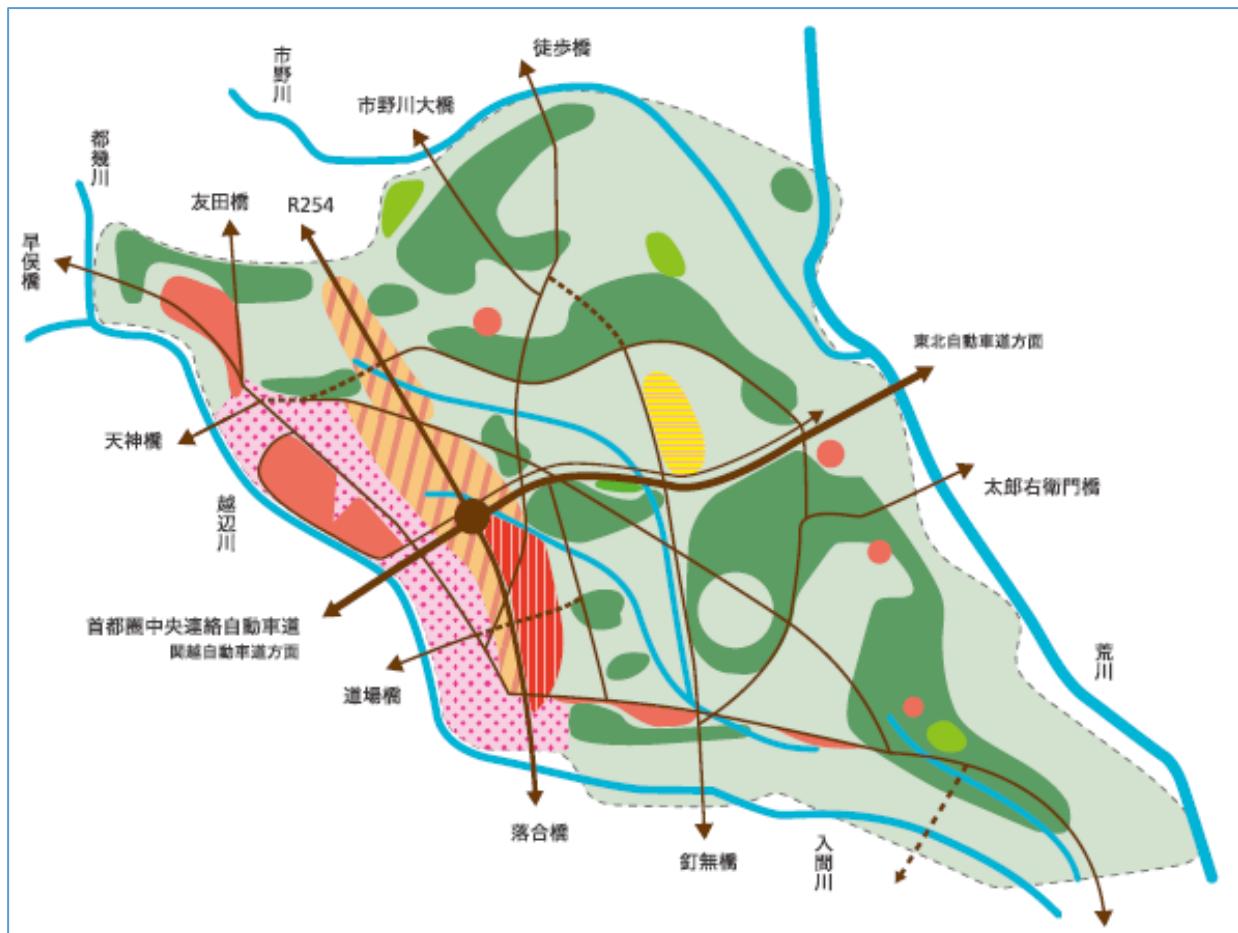
【資料5】検討委員会の進捗状況についての説明・報告

期日	内容	対象者
令和6年 4月24日	4月教育委員会定例会	教育委員
〃 5月 2日	議会文教厚生常任委員会協議会	文教厚生常任委員会
〃 5月18日	地域説明会	出丸地区・八ツ保地区
〃 5月25日	地域説明会	中山地区・三保谷地区
〃 6月 1日	地域説明会	小見野地区
〃 6月13日	議会全員協議会	町議会議員
〃 6月29日	地域説明会	八幡地区・伊草地区
〃 7月24日	7月定例教育委員会	教育委員
〃 7月25日	町民コメントの募集（8月23日まで）	全町民
〃 7月26日	議会文教厚生常任委員会協議会	文教厚生常任委員会
〃 8月 1日	広報かわじま8月号に記事掲載	全町民

※ 上記のほかに代表区長会議、公民館長主事会議、社会教育委員会議、公民館運営審議会委員、スポーツ推進委員会議等で説明を実施

【資料6】川島町の土地利用構想図について

中山・伊草地区は主に、住居系地域、物流・工業系地域、インター周辺（重点）開発地域となっており、三保谷・出丸・ハツ保・小見野地区は行政系地域を中心として、主に農業系地域、田園居住系地域となっている。



凡例	首都圏中央連絡自動車道	住居系地域	行政系地域
	国道254号	物流・工業系地域	公園・緑地系地域
	幹線道路	インター周辺重点開発地域	農業系地域
	幹線道路 (計画)	インター周辺開発地域	田園居住系地域
	河川・水路		

※第6次川島町総合振興計画より

～～川島町地域活動センター（仮称）検討委員会委員名簿、及び委員会開催実績～～

川島町地域活動センター（仮称）検討委員会委員名簿

選出	所属	氏名 (R5. 12～)	氏名 (R6. 4～)
1号委員	川島町区長会	神田 春男	矢部 英男
2号委員	川島町地区公民館長	安田 勝美	安田 勝美
3号委員	川島町連合PTA役員	伊藤 あい子	木村 あゆみ
4号委員	福祉関係者	山田 一志	山田 一志
4号委員	福祉関係者	稻村 美代子	稻村 美代子
5号委員	子育て支援関係者	笛木 哲	柳澤 瞳夫
6号委員	民間企業関係者	福島 俊太	福島 俊太
7号委員	かわじま未来塾	三坂 愛	三坂 愛
8号委員	公募委員	竹谷 美咲子	竹谷 美咲子
8号委員	公募委員	矢部 英男	矢部 英男
9号委員	識見者	阿部 英之助	阿部 英之助

検討委員会の開催状況について

期日	内容	出席者		
令和5年12月20日	第1回検討委員会	委員10名	事務局7名	傍聴者2名
令和6年 1月31日	第2回検討委員会	委員10名	事務局7名	傍聴者2名
〃 2月28日	第3回検討委員会	委員11名	事務局7名	傍聴者2名
〃 3月27日	第4回検討委員会	委員11名	事務局8名	傍聴者2名
〃 4月24日	第5回検討委員会	委員10名	事務局7名	傍聴者2名
〃 6月19日	第6回検討委員会	委員10名	事務局8名	傍聴者3名
〃 8月28日	第7回検討委員会	委員10名	事務局8名	傍聴者3名